平成26年(東)第4192号、同第4639号、同5118号 申立人 外66名、 外8名、 外8名、 被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

和解方針に関する連絡書

平成28年12月28日

申立人代理人及び被申立人代理人各位

原子力損害賠償紛争解決センター 仲介委員 中 野 剛 史 仲介委員 蓑 毛 誠 子

本件の和解方針及び進行方法を本連絡書で示します。具体的な内容は、次回進行協議期日において説明させていただきます。

- 第1 田畑の財物損害の賠償額の算定について
 - 1 申立人ら所有の各土地について、地目ごとの賠償額の算定方法は、以下のとおりとする。なお、被申立人の認否額を最低賠償額とする。
 - (1) 結論
 - ア 飯舘村長泥地区

田:平成22年度固定資産税評価額×12.93

烟:平成22年度固定資産稅評価額×14.56

イ 飯舘村蕨平地区

田:平成22年度固定資産税評価額×12.80 畑:平成22年度固定資産税評価額×14.12

- (2) 計算方法
- ア 代表地の比準価格 (平米単価) を以下のとおり補正する。なお、小数点未満は切り上げる。
- ・飯舘村長泥地区の田:500円/mx100/70≒715円/m
- ・飯舘村長泥地区の畑:350円/㎡×100/80≒438円/㎡
- ・飯舘村蕨平地区の田:480円/m×100/70=686円/m
- ・飯舘村蕨平地区の畑:340円/m×100/80=425円/m
- イ 代表地の固定資産税評価額 (平米単価) でアの結果を除し、係数を求める。 なお、小数点第三位以下は切り上げる。
- ・飯舘村長泥地区の田:715円/㎡÷55.30円/㎡≒12.93
- ・飯舘村長泥地区の畑:438円/㎡÷30.10円/㎡≒14.56
- ・飯舘村蕨平地区の田:686円/㎡÷53.60円/㎡≒12.80
- ・飯舘村蕨平地区の畑:425円/㎡÷30.10円/㎡≒14.12

2 価値減少率は、いずれも全損と評価する。

第2 進行について

1 進行協議期日

冒頭記載のとおり、進行協議期日を開催し、和解案を正式に提示する。回答期限等は同日に指定する。

2 既払金

特に、飯舘村蕨平地区について、審理期間内に本賠償手続が進行し、さらに相 当額の既払金が発生していると予想される。被申立人は、これを確認の上、明ら かにされたい。期限は当事者双方と協議の上、追って指定する。

以上